

ポイント-2： 災害に強い都市の構築

◆道路施設の耐震補強

大規模災害時に緊急車両が確実に通行できるよう、広域緊急交通路に架かる橋長15m未満の橋梁や淀川等の大河川に架かる大規模橋梁などの耐震対策を推進します。



橋脚の補強
(府道泉佐野岩出線・田尻町)



落橋防止対策
(国道423号・豊能町)

<令和4年度の主な事業箇所>

府道 茨木寝屋川線 淀川新橋 など

◆道路施設の災害対策

南海トラフ巨大地震による津波や、近年増加している集中豪雨などの災害に対応するための対策を実施します。

【整備前】



【整備後】



道路法面对策 (国道371号・河内長野市)



空気式遮断機による通行規制
(府道岸和田牛滝山貝塚線・岸和田市)



道路情報提供装置
(府道堺阪南線・貝塚市)

<令和4年度の主な事業箇所>

国道173号 (能勢町)、国道371号 (河内長野市) など

◆道路の無電柱化

令和4年4月改定の「大阪府無電柱化推進計画」に基づき、都市防災の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保の観点から無電柱化を推進します。また、大阪府無電柱化地方部会の市町村部会などにおいて、情報共有や技術支援を行い、市町村管理道路の無電柱化も促進します。

大阪府無電柱化推進計画【概要】

■無電柱化の目的、優先的に取り組む箇所について

①都市防災の向上

広域緊急交通路（重点14路線）のうち、後方支援活動拠点から、南海トラフ巨大地震などの大規模地震で大きな被害が想定される都心部や沿岸部へ向かう緊急車両の通行ルートや防災拠点へアクセスする道路及び密集市街地事業地区内の幹線道路

②安全で快適な歩行空間の確保

バリアフリー法に基づく、特定道路や生活関連経路で、市町村と連携が図れる箇所

③良好な都市景観の確保

観光地周辺の道路や市町村の市街地開発事業等で、一体的に整備が図れる箇所

上記に関わらず、市街地における新設道路は無電柱化



倒壊による道路閉鎖



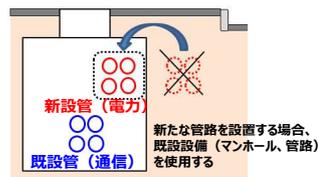
歩行空間の阻害



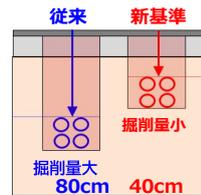
電線による景観阻害

■無電柱化を推進する方策

- ①広域緊急交通路の無電柱化を加速（5か年加速化対策予算などの積極的な活用）
- ②低コスト手法の導入（既存設備を利活用した整備、埋設位置を浅くした整備）
- ③道路の占用制限など（電柱新設を禁止する占用制限）
- ④関係者相互の連携・協力と市町村への技術支援



既存設備を利活用した整備



埋設位置を浅くした整備

<令和4年度の主な事業路線>

国道176号（豊中市）、府道 南千里茨木停車場線（吹田市）、府道 京都守口線（枚方市・守口市）
 国道308号（東大阪市）、国道170号（羽曳野市）、府道 岸和田港塔原線（岸和田市） など

【無電柱化の事例】国道176号（豊中市）



整備前



整備後